

令和3年7月9日（金）開催

令和3年度
第4回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第4回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年7月9日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 2番 青木一人 3番 野坂時夫
6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 1番 菊池國廣 5番 杉山幸進
8番 沖津由藏
6. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
7. 案件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第3号 非農地証明願の承認について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年7月5日に招集告示致しました令和3年度第4回農業委員会定例総会を開会致します。

（皆様ご起立ください・礼・ご着席ください）

本日、出席されている農業委員は5名で1番 菊池國廣委員・5番 杉山幸進委員・8番 沖津由藏委員の3名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席予定でしたが、橋本守也推進委員が欠席となります。なお、4名より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

2番 青木一人 委員、3番 野坂時夫 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続1件の20筆、面積25,666㎡であります。また、あっせんの希望はございません。

なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議 長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局 2ページ及び3ページをお願い致します。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告致します。農地法施行規則第68条第1項の規定により、合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は農地中間管理機構に係るものであり4件の2筆、31,691㎡を合意解約するものであります。解約理由としては、下北縦貫道路の工事に係る仮設事務所用地として一時転用するためであります。今後の予定といたしまして、一時転用が終了した後、再度農地中間管理機構を通して契約するとのことです。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは、4ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は7月2日(金)に、3番 野坂委員及び浦須内推進委員と橋本推進委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。

今回の申請は1件でございます。申請地については、譲受人が既に譲渡人と基盤法で契約し耕作している農地一部と新たに取得する農地を売買し所有権移転するものであります。申請地の図面は、5ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 浦須内

農地利用最適化推進委員の浦須内です。

それでは報告致します。5ページをご覧ください。申請地は全て〇〇〇〇に位置しており、現況は1の1が未耕作、1の2は牧草、

1の3はデントコーンが作付けされておりました。1の1について現在畑と既存の農業用施設が建っておりますが、所有権移転後は既存の農業用施設を解体し1筆全て牧草を作付けするとのことです。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

6ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地については、下北縦貫道路の工事に伴い令和3年8月1日～令和4年3月31日までの期間、仮設事務用地として使用する計画となっております。申請地の図面は7ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 浦須内

それでは、報告致します。7ページをご覧ください。

番号1の1についてはバレイショ、1の2は牧草が作付けされておりました。転用面積については、全て必要最小限の面積であり集団的農地の分断へ繋がらないことと、工事現場からの必要性及び妥当性、作物へ影響のない必要最小限の場所、近隣耕作者への影響がないことから問題はないと思われれます。

以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉 　　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 青木 　　なぜ、畑を2カ所跨ぐような計画になっているのか。

事務局 　　今回計画された転用箇所は、農地の端の非農地部分を活用することとしているため、耕作者へ影響がないよう部分的に使用するものです。従って1カ所では、足りないため2カ所跨ぐこととなりました。

農業委員 青木 　　わかりました。

議 長 長倉 　　その他意見がなければ、これより採決致します。
本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 　　8ページ及び9ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。

今回の申請は4件でございます。番号1・2・4は、相当前より未耕作であり、原野化及び山林化しているため地目変更を希望するものであります。番号3については、元々畑と農業用倉庫等が1筆となっていたものを分筆し、農業用倉庫等の部分を地目変更するものであります。申請地の図面は10ページから13ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉 　　引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 浦須内 　　それでは、報告致します。10ページから13ページをご覧ください。

番号1は〇〇〇〇に位置しております、現況は山林化しております。番号2は〇〇〇〇に位置しており、現況は未耕作で原野化し

ておりました。番号3は〇〇〇〇に位置しており、堆肥舎及び農業用機械倉庫が建っており地盤も押し固められておりました。番号4は、雑草が生い茂り地盤も砂利等で押し固められておりました。従って全て農地への復旧は困難であると判断いたしました。

以上で議案第3号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長

これをもちまして、令和3年度第4回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年7月9日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 青木 一人 ⑩

議事録署名者 野坂 時夫 ⑩